

資料3 各種相談体制・支援策の概要

4 制度の定着に向けた取組

国税庁作成資料

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

今年2月に作成・活用している「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」については、必要な更新を行い、10月以降も的確に該当窓口を案内できるようにしていく予定。

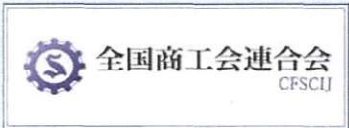
インボイス制度に関する相談窓口一覧表

制度の相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	一般的な質問 「インボイス制度とは何か」など、Q&Aやパンフレット等に掲載されている内容について。ご案内します。	税務相談チャットボット（AIで24時間自動回答） 国税庁インボイスコールセンター	ご利用はこちらから（特設サイトからも利用可） 0120-205-553（9:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	〈国税庁HP〉 インボイス制度特設ページ
	一般的な質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	別添①＜農業等専用ダイヤル一覧＞をご覧ください	〈農林水産省HP〉 消費税のインボイス制度について
	個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に際してどのように検討すればよいか、準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	〈国税庁HP〉 相談窓口の所在地などを紹介したい方
	e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く） ※ 電話受付時間（関連サイト）をご覧ください	〈e-TaxHP〉 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
税理士への相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	税理士への無料オンライン相談 インボイス対応に伴う納税負担、登録の要否に関する検討	【中小企業庁補助事業】 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口	0570-028-045 または 045-330-1365 （9:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	〈相談窓口受付HP〉 相談受付窓口（まずはお電話して下さい）
補助金の相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	IT導入補助金 各種ソフト、PC、シジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-376 （9:30-17:30 土日祝・年末年始除く）	〈IT導入補助金HP〉 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（従業員等への相談費用を含みます）等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営んでいる地域の地方事務局 【商工会館所在地の方】 商工会館所在地持続化補助金事務局コールセンター	別添②＜都道府県地方事務局長一覧＞をご覧ください 03-6632-1502 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	〈商工会地区補助金事務局HP〉 都道府県・小規模事業者持続化補助金 〈商工会館所在地補助金事務局HP〉 商工会館所在地小規模事業者持続化補助金
取組先（取引先）との関係に関する相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的な相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添③＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧ください	〈公正取引委員会HP〉 インボイス制度関連ページ
	下請法に関する一般的な相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添④＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧ください	〈公正取引委員会HP〉 インボイス制度関連ページ
	下請取引に関する相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ等相談窓口	0120-418-618 （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く）	〈全国中小企業振興促進協会HP〉 下請かけこみ等
	建設業の下請取引に関する相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関する相談 など	地方整備局、都道府県 など	別添⑤＜建設業専用ダイヤル一覧＞をご覧ください	〈国土交通省HP〉 建設業法違反・御相談
税務上の相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	経営に関する一般的な相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家がお答えします ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	〈よろず支援拠点全国本部HP〉 支援拠点一覧
	経費に関する一般的な相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援策の紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	〈全国商工会連合会HP〉 全国商工会のつどいWEBサービス 〈日本商工会議所HP〉 商工会議所（都道府県）のつどい

(参考) 中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

中小企業庁
作成資料

- 中小企業への経営支援は、よろず支援拠点及び全国各地の商工会・商工会議所等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は約10万件の相談対応を実施。
- 今後、インボイス等の相談が急増することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、支援機関における経営相談体制を抜本的に強化。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
			
支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数	約32万件（令和4年度実績） （約600人）	約186万件（令和2年度実績） （約3,400人）	約312万件（令和2年度実績） （約4,100人）

R4 補正による強化概要

追加の相談員による 相談件数(想定)※1, ※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数 (想定)※1	約900回	約1,000回	約1,300回

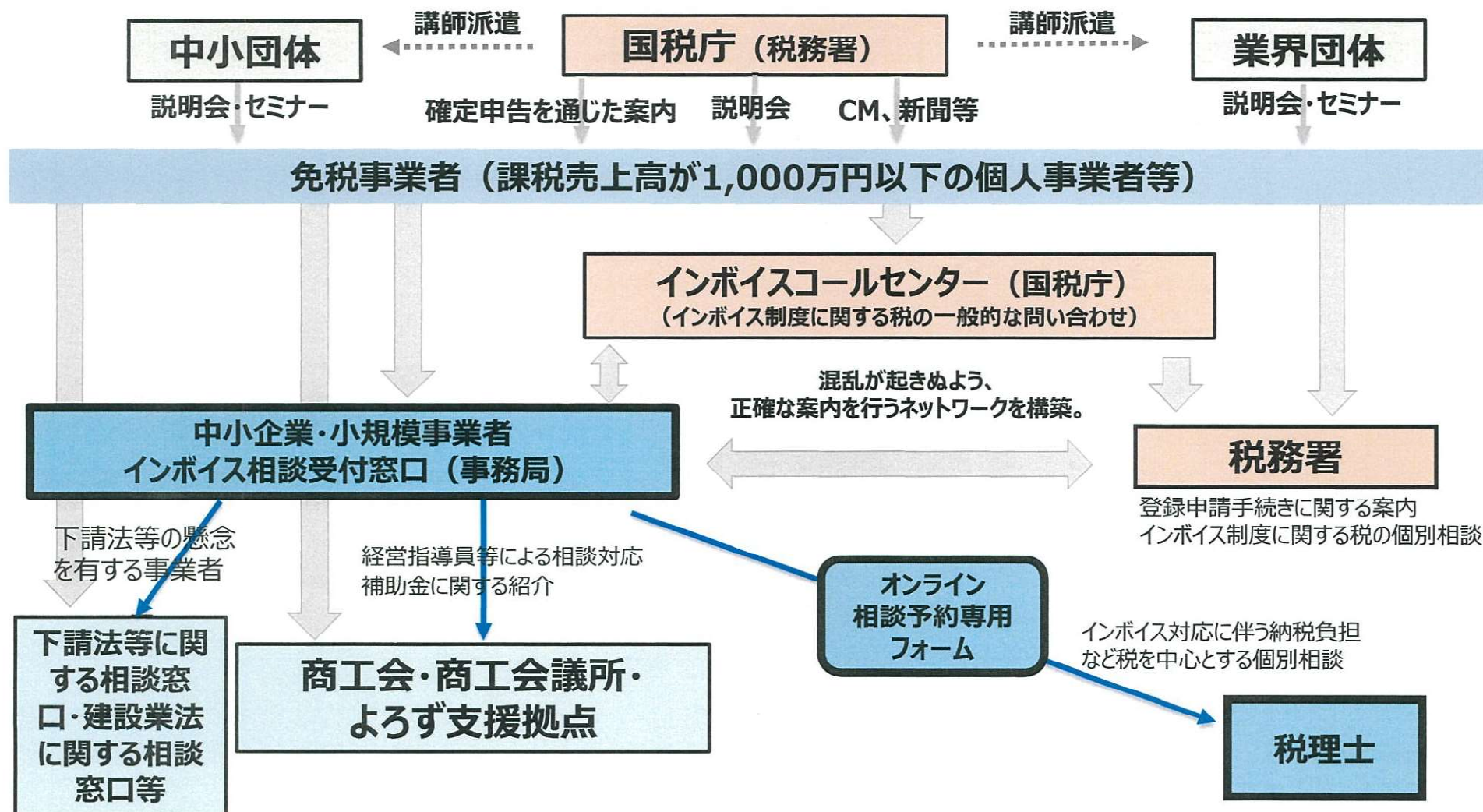
※1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。

※2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(参考)「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」概要

中小企業庁
作成資料

- 免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる受付窓口を4/24に開設。税理士にオンライン相談ができる体制も構築。



(参考) オンラインを活用した税理士との相談状況

中小企業庁
作成資料

- 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、**全国どこでも免税事業者であっても税理士とオンラインで相談が可能。**

●リーフレット

インボイス制度への対応に取り組む免税事業者の皆様へ

オンラインで税理士に 相談してみませんか？

どんな相談ができるの？

- ✓ インボイス制度についてある程度は知っているが、仮に課税転換した場合の税負担がどれくらいになるのか計算したい。
- ✓ 簡易課税制度や2割特例等の計算方法がわからない。

どうやって申し込むの？

1. 事務局に電話
2. アカウント登録
3. 相談希望日時を選択
4. 相談日確定
5. 事前準備
6. 税理士にオンライン相談

事務局「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」

一般電話 045-330-1365 ナビダイヤル 0570-028-045 受付時間 9時～17時 (土日祝は除く)

※ 中小企業庁の令和4年度補正予算「事業環境変化対応型実証事業補助金（相談窓口設置運営事業）」で採択された、トランス・コスモス株式会社が運営しています。

インボイス制度の基本的な情報を
知りたい場合は？

インボイス制度について知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。制度解説動画等をご案内しております。

相談受付窓口

中小企業庁

●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ 2割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、**自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会。**

税額の計算だけでなく、**特例を活用する際の注意ポイント**なども教えてもらうことができた。
課税要否を判断する材料としたい。



免税事業者（建設業）

中企庁HP
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/invoice_madoguchi.pdf

(参考) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

中小企業庁
作成資料

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円)の内数】

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。これまでに4万件程度の採択を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする。(令和5年6月20日申請受付開始。)

【補助下限額の撤廃】

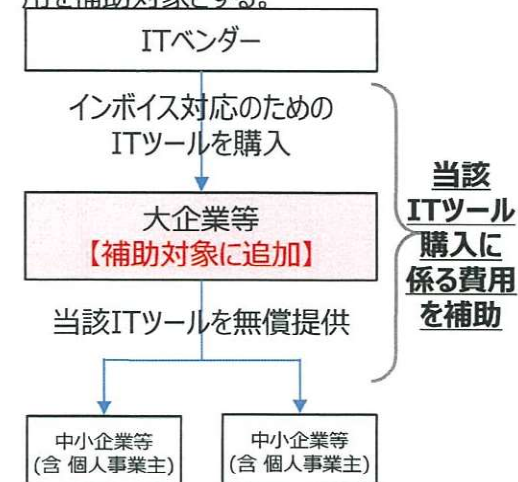
類型名	デジタル化基盤導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			
補助額	ITツール (会計・受発注・決済・ECソフト)		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超 ～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(令和5年1月20日の公募回から適用)

【類型新設による補助対象の拡大】

類型名	商流一括 インボイス対応類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等
補助額	ITツール(インボイス制度に対応し、受発注機能を有するもの) ~350万円	
補助率	2/3以内	1/2以内
対象経費	クラウド利用費(利用料最大2年分)	

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。



(参考) 販路開拓支援 (小規模事業者持続化補助金)

【生産性革命推進事業 (令和4年度補正 2,000億円) の内数】

中小企業庁
作成資料

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。これまでに3千件程度の採択を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	100万円	250万円	250万円	250万円	250万円
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する事業者**には、補助上限額を**一律50万円上乗せ**

<制度概要>

【対象】 小規模事業者

【補助率】 2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4)

【補助対象経費】 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

(参考) インボイス制度支援策のリーフレット

中小企業庁
作成資料

＜令和4年度第2次補正予算等＞（令和5年6月時点版）

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています（中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます）

相談受付窓口 よろず支援拠点



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

➡ 詳細は裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら！

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口（以下Q&A末尾参照）または下請かけこみ等にご相談ください

Q&A 下請かけこみ



<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	商流一括インボイス対応類型（新設）	デジタル化基盤導入類型			
申請者	大企業等	中小企業・小規模事業者等			
補助率	1/2以内	2/3以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内
補助額	～350万円	～50万円 （下限を設けます）	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
ツール名	受発注ソフト	会計・受発注・決済・ECソフト		PC等	レジ等
対象経費	クラウド利用費 （最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費含む）			

【みらデジ】※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。経営改善のために是非ご活用ください。

みらデジはこちら 現在の公募情報はここ



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-424）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せします。（最大250万円補助）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 （50万円）	2/3以内
成長・分配強化枠 （賃上げや事業規模拡大の取組）	250万円 （200万円）	（成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内）
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者等の新たな取組）	250万円 （200万円）	

（ ）内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はここ】

- ・ 商工会地域の方
所在地によって異なるため右のQRコード参照
- ・ 商工会議所地域の方 03-6632-1502

